

取りつけましたか？

設置は義務です

住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

「まさか！」の火事。

火災警報器で 助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、
どこの家庭にでも起こりうることです。
万が一の時でも、火災警報器があれば
いち早く火災を知らせてくれます。

住宅火災 100 件当たりの死者数
(平成 20 年～平成 22 年)

火災警報器
設置なし 7.6 人

火災警報器
設置あり 5.1 人 **33%減**

消防庁資料より



どこに取り付けたいの？

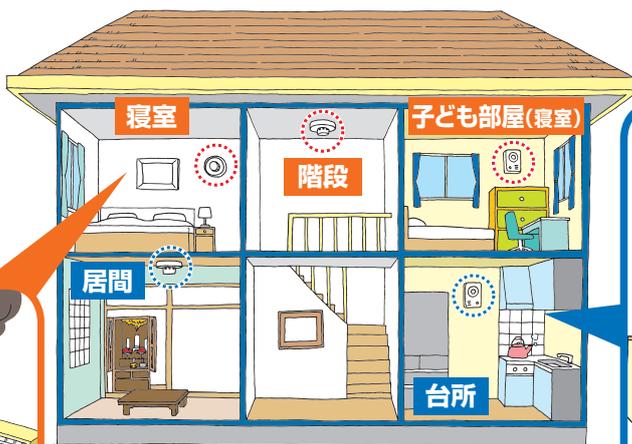
取り付けが義務付けられている所 (寝室・階段)

取り付けをおすすめする所 (台所・全ての居室)

※市町村条例により、取り付けが義務付けられている場合があります。

例えば
寝室で

寝ている最中に
蹴った布団が、
電気ストーブに
触れて煙が…。



例えば
台所で

てんぷらの鍋を
火にかけてまま、
つついテレビに夢中に…。

警報が鳴ったら？

万が一のために、
警報が鳴った時の正しい
対処方法を知っておきましょう。



火災の時

- ▶ **大きな声**で知らせましょう。
- ▶ **避難**しましょう。
- ▶ **119番**通報しましょう。可能なら**初期消火**を。



火災ではない時

- ▶ 火災ではないのに火災警報器が鳴る場合があります。**警報停止ボタン**を押すか、ひき紐を引いて警報を止めてください。



調理時の煙や湯気



ホコリや小さな虫



くん煙式殺虫剤など



電池切れの時

- ▶ **電池切れ警報**が鳴ったら**電池を新しいものに交換**してください。
(機器ごと交換する機種は、新しい火災警報器に交換してください。)



ご注意ください!

- ▶ 火災警報器に付属している**取扱説明書**を必ず確認してください。
- ▶ 火災警報器の**交換時期**を知っておきましょう。
(最大10年を目安に火災警報器を交換することをおすすめします。)
- ▶ 交換した**火災警報器**や**電池**は**市町村条例**に基づいて廃棄してください。
- ▶ **くん煙式殺虫剤**などを使用すると、警報が鳴ることがあります。警報器をビニール袋で覆うなどしてください。**終了後は必ず元の状態に戻してください。**



お問い合わせ先

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ・ご相談は

フリーダイヤル **0120-565-911**

▶ 受付時間: 午前9時~午後5時(12時~1時および土日祝日を除く)

一般 日本火災報知機工業会
社団法人

〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 偕楽ビル(新台東)

TEL. 03-3831-4318 FAX. 03-3831-4365

URL <http://www.kaho.or.jp>

無断複製禁止

H23. 9. 500,000 INE

10年たったたら、 とりカエル。

お宅の火災警報器の話です。



住宅用火災警報器は、

10年を目安に、とりカエル！
わが家と家族を守る基本です。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは

フリーダイヤル **0120-565-911**

受付時間：月曜日から金曜日までの9時～17時（12時～13時を除く）



住宅用火災警報器は、 10年を目安に交換を おすすめします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。



【設置時期を調べるには】

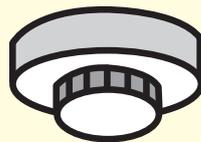
火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら！

本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。



これから10年間、
また安心を見守るよ！



記入例
設置年月 2014年9月

●取扱説明書は、大切に保管してください。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう！

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

●定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、
ピーピーピー



ピーピーピー
火事です



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



●それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

！
ご注意ください

- 火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。
- お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- 捨てる際は、本体と電池を別にして捨てましょう。お住まいの各自治体が定める条例に従って廃棄してください。

一般社団法人 日本火災報知機工業会

〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 倍楽ビル(新台東)